

第3号議案

一般廃棄物処理施設の敷地位置の
都市計画上の支障の有無について

一般廃棄物処理施設の敷地位置の
都市計画上の支障の有無について

1 内 容

名 称	位 置	面 積	備 考
一般廃棄物 処理施設	上越市大字福橋 1433 番 1	4,974.75 m ²	申請者 上越市大字青野 2741 番地 くびき野森林組合 代表理事 横田 力

(別紙図面表示のとおり)
「区域は計画図表示のとおり」

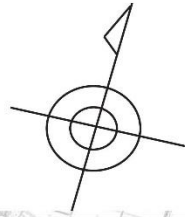
2 理 由

本申請は、過去に建築基準法第 51 条ただし書き許可を受けている一般廃棄物処理施設の敷地内において、新たに木くずの破碎を行なう一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設を増設するため、同法第 51 条の適用を受けるものである。

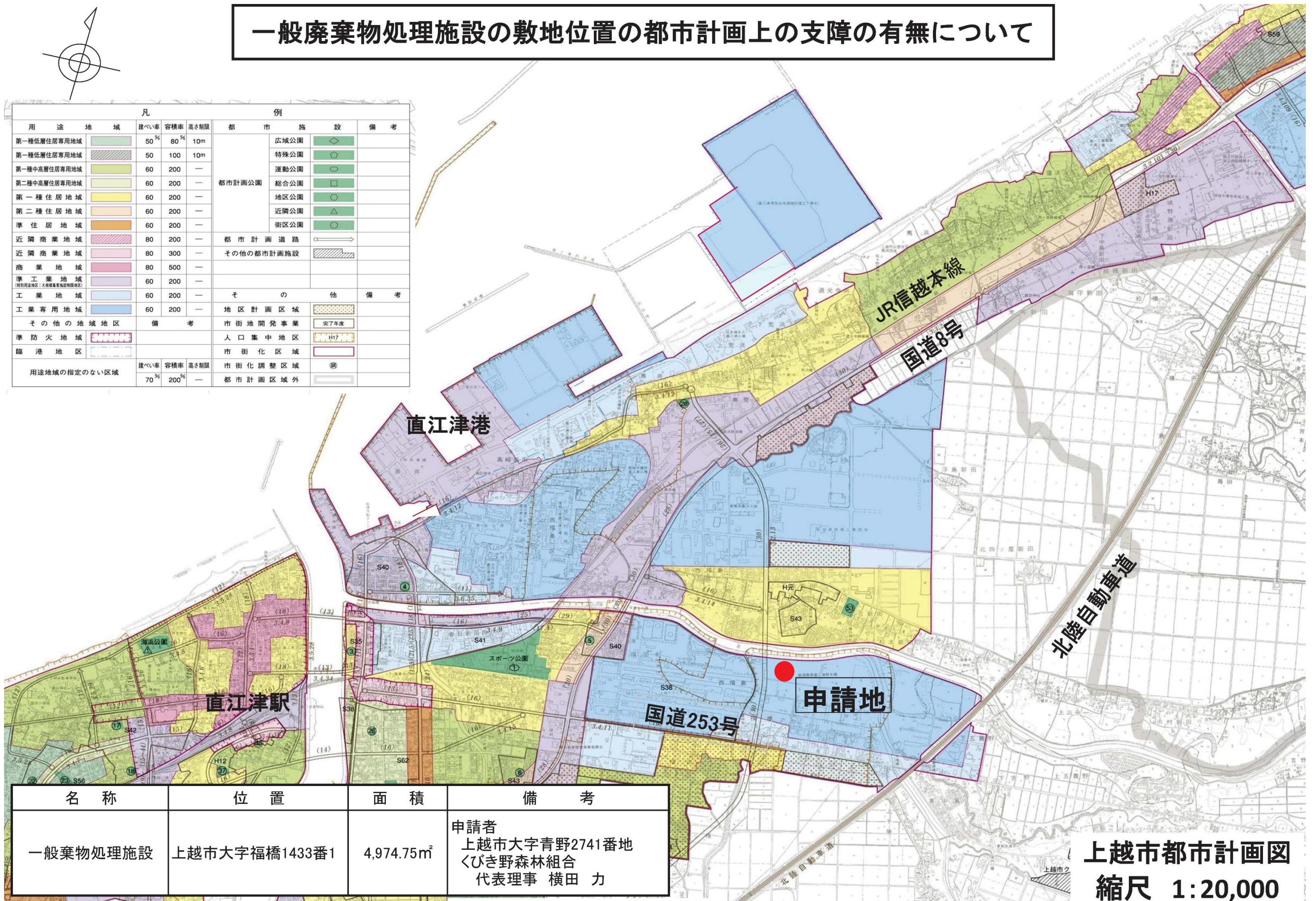
このような施設は、都市計画でその位置を定めることが原則であるが、当該施設は民間事業者が既存の自社ヤードにおいて設置する施設であり、高い公益性や恒久性を有するものと判断されないことから都市計画決定をしないものである。

このため、当該処理施設を増設については、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による特定行政庁の許可が必要であることから、敷地の位置について都市計画上の支障の有無を付議するものである。

一般廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について



凡				例		
用途	地域	建ぺい率	容積率	高さ制限	都市施設	備考
第一種低層住居専用地域		50%	80%	10m	都市計画公園	広域公園
第一種低層住居専用地域		50	100	10m		特殊公園
第一種中高層住居専用地域		60	200	—		運動公園
第二種中高層住居専用地域		60	200	—		総合公園
第一種住居地域		60	200	—		地区公園
第二種住居地域		60	200	—		近隣公園
準住居地域		60	200	—		街区公園
近隣商業地域		80	200	—	都市計画道路	
近隣商業地域		80	300	—		その他の都市計画施設
商業地域		80	500	—	その他の備考	
準工業地域 (特別用途地区：大規模集客施設制限地区)		60	200	—		
工業地域		60	200	—		
工業専用地域		60	200	—		
その他の地域地区		備考			地区計画区域	
準防火地域					市街地開発事業	完了年度
臨港地区					人口集中地区	H17
用途地域の指定のない区域		建ぺい率	容積率	高さ制限	市街化調整区域	
		70%	200%	—	都市計画区域外	



名称	位置	面積	備考
一般廃棄物処理施設	上越市大字福橋1433番1	4,974.75㎡	申請者 上越市大字青野2741番地 くびき野森林組合 代表理事 横田 力

上越市都市計画図
縮尺 1:20,000

添 付 資 料

1 申請及び計画概要

申請者	上越市大字青野 2741 番地 くびき野森林組合 代表理事 横田 力				
申請地	上越市大字福橋 1433 番 1				
都市計画	都市計画区域 市街化区域 工業専用地域				
主要用途	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の中間処理施設 ・自走式破砕機（木くず）				
工事種別	破砕施設の増設				
敷地の概要	敷地面積 4,974.75 m ²				
処理施設の概要	処理施設			処理能力	備考
	施設①	木くずの破砕	一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	361 t / 日	増設
	施設②	木くずの破砕	一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	41.6 t / 日	既存
搬入出経路及び台数	上越市及び県内周辺市町村から国道 253 号、市道を経由する経路である。 現在、搬出入車両の台数は 1 日あたり 9 台である。本計画は施設の増設であるものの、既存施設の老朽化による更新を目的としていることから、受入計画には変更がない。したがって、処理能力が増加しても受入量には影響するものではないため、搬出入車両台数の増減はないものと見込んでいる。				
生活環境影響調査	「廃棄物中間処理施設の設置に係る生活環境影響調査」において、騒音、振動について調査を行った。				

2 関連計画について

土地利用計画	本施設を増設する敷地は用途地域として工業専用地域に指定されているほか、「上越都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では工業系、「上越市都市計画マスタープラン」においては工業集積地として位置づけられており、周辺においても現に工業系の土地利用がなされている。
その他計画	特になし

配置図

